



2026年 4月 13日

各 位

会 社 名 株式会社太平製作所  
代表者名 代表取締役社長 尾関 修康  
(東証スタンダード・名証メイン コード番号 6342)  
問合せ先 取締役総務部長 稲山 和伸  
(TEL 0568-73-6411)

## 取締役の個別報酬における決定プロセスの改定に関するお知らせ

当社は、2026年4月13日開催の取締役会において、取締役（監査等委員会である取締役を除く）の個別報酬における決定プロセスの改定について決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の目的

当社の取締役の報酬等における算定方針は、取締役が果たすべき重要な役割の一つであるステークホルダーへの利益還元実績に基づくものとして、株主の皆様への還元である配当実績および従業員への還元である賞与支給実績等を主要な指標としております。また、取締役の報酬の構成につきましては、基本報酬、業績連動報酬（監査等委員である取締役を除く）および譲渡制限付株式報酬で構成されております。

今般の改定につきましては、取締役の個別報酬の決定プロセスにおいて、一層の透明性、公平性および客観性の確保および向上を図ることを目的として実施することといたします。

#### 2. 改定の内容

取締役の個別報酬の決定プロセスにつきましては、これまで取締役総務部長が算定方針および算定指標に基づき報酬案を策定することとしておりましたが、今般、本プロセスにおいて次の通り改定することといたしました。

当社は、取締役会の実効性評価および取締役ごとの職務執行（取締役の職務執行における相互監視・監督機能の発揮および業務執行役員としての業務遂行能力等）においてアンケート形式による自己評価を実施しており、それらの評価結果に基づき、代表取締役が各取締役と個別面談によるヒアリングを実施し、当該結果の妥当性を確認することとしております。なお、当該面談につきましては監査等委員である取締役（常勤監査等委員）が立ち会うこととしており、本プロセスの透明性、公平性および適正性を確保しております。取締役の報酬

案の策定につきましては、取締役の報酬における算定方針、指標、当該評価結果および当社業績等を総合的に勘案し、代表取締役が報酬案を策定し、独立社外取締役を含む報酬委員会による審議・承認を経て、監査等委員会の形成する意見を踏まえ取締役会において決議することといたします。

### 3. 適用の時期

本改定につきましては、2026年度に支払われる取締役の個別報酬より適用することといたします。

以 上